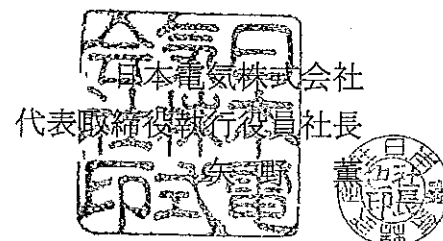


# 改善状況報告書

平成 19 年 8 月 9 日

証券会員制法人 札幌証券取引所  
理事長 伊藤 義郎 殿



当社が平成 19 年 1 月 26 日に提出した改善報告書に関し、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第 14 条の 2 第 1 項の規定に基づき、改善措置の実施状況および運用状況を記載した改善状況報告書を提出いたします。

## 1. 改善報告書の提出経緯

### (1) 訂正に至るまでの経緯

#### ① 会計基準の変更および日本会計基準による中間決算発表

当社は、昭和 38 年(1963 年)に米国預託証券(ADR)を発行して以来、米国会計基準(以下「米国基準」)に準拠して連結財務諸表を作成し、これを開示してまいりました。平成 18 年 3 月期の連結財務諸表についても、証券取引法に基づく有価証券報告書<sup>1</sup>を同年 6 月 22 日に提出いたしました。しかしながら、米国証券取引委員会(SEC)向け年次報告書(Form 20-F)<sup>2</sup>の作成および監査の過程において、当社の IT ソリューション事業における複合契約(Multiple Element Contracts)に含まれる保守・サポートサービスの公正価値の取り扱いが論点となり、当社の会計監査人である新日本監査法人(以下「監査法人」)から、この問題が解決するまで、米国基準による平成 18 年 9 月中間期(以下「前中間期」)の連結決算に対する監査報告書は発行しないとの方針が示されました。

これに対し、当社は、日本における証券取引法に基づく開示義務を遵守するため、前中間期から日本法に基づく開示については日本の会計基準(以下「日本基準」)により連結財務諸表を作成することを昨年 10 月 24 日に決定の上これを公表し、米国基準から日本基準への組替作業を行い、組替後の連結財務諸表の確認作業の後、同年 11 月 21 日に中間決算発表を行いました。

#### ② 決算情報の訂正と改善報告書の提出

中間決算の発表後、前中間期に係る半期報告書の作成のため、当社は引き続き中間個別財務諸表および中間連結財務諸表(以下「中間財務諸表」)の確

<sup>1</sup> 我が国において一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠して監査された連結財務諸表を含む。

<sup>2</sup> 米国公開会社会計監督委員会(PCAOB)の監査基準に準拠して監査される連結財務諸表を含む。

認作業を実施し、これと並行して監査法人は中間財務諸表監査を進めました。この過程で組替作業における誤りおよび分割売上に関する計上時期の誤りが発見され、同年12月11日、当社は、監査法人から、主に次の誤りに関し当社が公表した決算情報の訂正が必要であるとの指摘を受けました。

(i) 日本基準適用時の事務的な誤りによるもの

従来米国基準から日本基準に変更する際、短期間で複数年度の決算を行ったことに加え、米国基準による決算を前提として構築した「連結決算システム」が使用できずマニュアル作業になったこと、日本基準による初めての連結決算であり理解不足があったこと等により、日本基準の適用に誤りが生じ、この訂正を行いました。

主な訂正の内容は次のとおりです。

- ・ 中国における携帯電話端末事業の縮小に係る事業構造改革費用計上勘定の特別損益への組み替え
- ・ 子会社による厚生年金基金の代行返上に係る収益計上勘定の特別利益への組み替え
- ・ 未実現損益の消去のセグメント間配賦に係る米国基準のマネジメントアプローチから日本基準への組み替え
- ・ 累積損失があり、繰延税金資産に対し評価引当金を計上しなければならない会社に関する引当金計算の訂正
- ・ 子会社間の株式交換による事業再編時の持分変動利益計算の訂正

(ii) 主として分割売上に関する計上時期の一部訂正

分割売上に関する計上基準は、当社が従来から継続して適用している会計処理でありましたが、昨今の会計基準適用の厳格化のなかで監査法人からの指摘もあり、当社は平成18年9月中間期から「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第17号)にある「事前の取決め」や「売手が財を引き渡し、現金や金銭債権の取得等により対価が成立した段階」を厳格に解釈することとした結果、主に次の取引に関する売上計上時期の訂正を行うこととしました。

- ・ 詳細が契約後に確定する取引のうち、分割検収による売上要件を満たしていないと判断した取引
- ・ 船積みにより所有権が移転する取引のうち、売上計上を入金が確実となる時点まで繰り延べるべきであると判断した取引

当社は、以上の事項に関し監査法人と協議を行った結果、同年11月21日に公表した決算短信について、訂正をすることにしました。訂正後の決算値に基づく中間財務諸表につきましては、同年12月22日、有用意見が付された監査報告

書を受領後、半期報告書の提出を行うとともに、東京証券取引所の適時情報伝達システム(TDnet)により訂正を公表いたしました。

当社は、この訂正の公表に対し、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第22条の2第1項に基づき、平成19年1月26日にその経緯および改善措置を記載した改善報告書を提出したものであります。

## (2) 不適正開示の原因・問題点

当社は、上述のとおり、昨年10月に急遽会計基準を米国基準から日本基準に変更いたしました。

- ① 日本基準での「連結決算システム」を利用できない状況において、当初の予想を大幅に超えた作業量および複雑な処理に直面したこと
- ② 監査対応にも当初の想定を超えた時間を要したこと
- ③ このような非常事態に対応するための日本基準に習熟した経理要員の配置等が十分でなかったこと

などが重なったことが訂正の原因となりました。

また、売上計上時期の訂正に関しては、

- ④ お客様毎に異なる複雑な契約形態があるため、新しい会計規則への対応が遅れていたこと、社内でのチェック体制が不十分であったことなどの社内管理体制上の問題もありました。

総じていえば、当社の力不足が訂正という事態を招いたものと認識しています。

## 2. 改善措置

上記1.(2)記載の原因・問題点に対する再発防止にむけた改善措置として改善報告書に記載した事項は、次のとおりです。

### (1) 上記1.(2)①決算作業が想定を超えた作業量と複雑な処理に直面したことに対し、

- ① 日本基準に対応する「連結決算システム」の基本的機能(個別財務諸表の結合、内部取引の消去等)の利用。
- ② 平成20年1月を目標に、決算業務の効率化のため、自動処理機能(少数株主損益、キャッシュ・フローの計算、開示資料の作成等)などシステムが保有する機能の利用拡大。
- ③ 平成20年1月から子会社の財務情報をオンライン化。

従来、全ての連結会社の財務データを電子メールで収集後、「連結決算システム」にリンク処理していたものを連結会社がオンラインにて直接入力するリアルタイム処理することによる情報の速度と精度の向上。

以上の措置による決算業務の効率化、決算の精度向上と期間短縮を図る。

- (2) 上記 1.(2)②監査対応の長期化・工数増に対しては、監査の厳格化により長期化している監査時間対応のため、売買契約書・検収書・入金確証の一元管理および準備作業の充実等による監査対応の効率化および前倒しを行うことによる監査完了の早期化を図る。
- (3) 上記 1.(2)③経理部門への要員配置が不十分であったことや会計基準への習熟不足に対し、
- ① 本社の決算担当者を3名増員。
  - ② 平成 19 年3月までに決算担当者を更に5名増員。
  - ③ 事業部門を担当する経理部門の人員についても、平成 19 年4月以降に増強(10 名程度)。
  - ④ 現在実施している第三者による Web 教育、および、後述のグローバル・アカウントティング・マニュアルの教育など新規プログラムを含む社内教育の継続・拡大、また、社外講習への積極的かつ継続的な参加などによる経理部員教育の充実。
  - ⑤ 重要な会計処理について、グローバル・アカウントティング・マニュアルを作成のうえ、国内外のグループ各社に平成 19 年2月までに配付し、これを周知徹底。
- 以上の措置により、まず人員の増強にあわせ連結仕訳等に対する経理部におけるチェック体制を強化するとともに、新しい会計基準の遵守・徹底のための専任者を平成 19 年3月までに設置するほか、教育による日米両基準に通じた人材を育成し、決算精度の向上を図る。
- (4) 上記 1.(2)④複雑な契約形態と売上計上に対する社内管理体制の不備に対しては、本年 1 月に設置した営業管理本部へ受注・売上・入金計上業務を営業担当から順次分離し、営業プロセスの標準化・効率化および審査の強化を推進する。

### 3. 実施・運用状況等

上記2.記載の改善措置についての実施・運用状況等は、次のとおりです。

- (1) 上記 2.(1)決算業務の効率化、精度向上に対するもの
- ① 平成 18 年度中間決算では、上記 1.(1)①に記載のとおり急遽日本基準による中間連結財務諸表を作成することといたしました。しかしながら、「連結決算システム」が米国基準を前提として構築されていたため、その作成はマニュアル作業で行いました。しかしながら、マニュアル作業の量が当初の予想を大幅に超えたものであったことから、連結財務諸表の作成に多大な時間を要し、また、連結修正仕訳の計上漏れなどの事務的な誤りが発生しました。そこで当社は、決算業務の効率化を図り、これらの誤りを防止するために、日本基準に対応する「連結決算システム」の基本的機能(個別財務諸表の結合、内部取引の消去等)の利用を平成

18年度第3四半期決算(平成18年12月期)から始めました。

- ② 連結グループ内における無形固定資産の売却など一部の未実現利益の消去をマニュアル作業で行っていましたが、消去仕訳の重複・モレ・計算誤りの防止および作業の効率化を図るために、平成19年5月度月次決算から自動処理機能の利用を始めました。さらに、平成19年度第3四半期決算までに、その他の自動処理機能(少数株主損益、キャッシュ・フローの計算、開示資料の作成等)の利用を拡大するため、勘定科目の細分化などを完了し、現在は、マスター・取引データの整備を進めています。
- ③ 子会社からの財務情報収集の速度および精度を向上するために、平成19年度第3四半期決算からオンラインによるデータ収集システムを導入します。現在は、その設計を完了し、オンラインによるデータ入力画面を作成中です。平成19年8月から接続テストに入る予定です。
- ④ 上記②および③の改善措置の導入により、データ収集のオンライン化および自動処理機能の利用範囲を拡大した「連結決算システム」を、システムの開発会社からのサポートを受けながら、平成20年1月(平成19年度第3四半期決算)から本格稼働させる予定です。なお、同システムの導入にあたっては、経理部、IT担当部門およびシステム開発会社を中心として毎月開催するステアリング・コミッティにおいて、予定どおりの進捗状況であることを確認しております。

(2) 上記2.(2)監査対応の効率化・早期化に対するもの

- ① 平成19年3月期の監査において、経理部門が分割検収に基づく案件の売買契約書・検収書・入金確証を営業部門などの関連部門から事前に収集し、必要に応じて経理部門が関連部門に取引内容のヒアリングを行うなど、経理部門が事前取引内容をチェックしました。その結果、経理部門が平成19年3月末時点において分割検収による売上の要件を満たしていないと判断した取引については売上の取り消し処理を行いました。これらの事前チェックの結果、監査法人からの確証の提出要求に対しても迅速に対応でき、監査対象件数の相当な増加にも対応できました。また、経理部門は、関連部門が売上の計上基準を正しく理解し適切な計上を行えるよう社内通知を発信し、売上計上方法について周知徹底を図ると共に、関連部門に対する教育を実施しました。平成19年4月以降は、後述の受注から入金までの計上を一貫して行う営業管理本部が、売買契約書・検収書・入金確証の一元管理、監査対応を分担し、監査対応の効率化を進めています。
- ② グループ内の債権債務整合システムを稼働させ、お互いの明細取引を確認できるデータベースを構築しました。従来は、グループ内の債権債務に係る共通のデータベースを保有していなかったため、連結会社各社がお互いに自社のローカルシステムから相手会社向けの債権債務に係る残高明細データを抽出し、電子メールで送付のうえ調査作業を行っていたことから、この調査に係る業務効

率が非常に悪い状況にありました。今般、データベースを構築したことにより、債権債務不整合の明細データを調査する業務に係る効率化が可能となりました。なお、連結会社ごとに経理システムの仕様が異なることから、すべての連結会社が同システムに参加するには相当の時間を要するため、平成19年4月(平成18年度年間決算)のシステム本格稼働時には、グループ内部向けの売上高や仕入高の占める割合が高い連結会社から優先してデータベースの構築を実施しました。現在も引き続き、このシステムへの参加会社の拡大を進めています。

- ③ 連結決算プロセスのコントロール強化の一環として、チェックリストを導入するとともに「連結決算システム」の電子承認機能を活用することにより、重複・モレ・計算誤り等を防止し、作業の効率化を図りました。連結財務諸表は、(i)個別財務諸表の結合と(ii)連結消去・修正仕訳の2つのプロセスを通じ作成されます。例えば、(i)の手続の前工程において、個別財務諸表とその明細である附表(補足資料)との整合性を図るため、また、連結会社各社の個別財務諸表の勘定科目別増減分析を実施するため、チェックリストを活用しました。その際、当該チェックリストに係る連結決算担当者による確認およびそのマネージャーによる承認を通じ発見された誤りについては、必要な修正を行いました。また、(ii)の手続において、主な仕訳の難易度に応じてポイントを記載したチェックシートの活用による連結決算担当者による確認や、システムの電子承認機能を利用したマネージャーによる承認および結果レポートの利用を通じ、連結消去・修正仕訳における重複・モレ・計算誤り等の防止を行いました。

(3) 上記2.(3)要員の増強・教育に対するもの

- ① 改善報告書に記載いたしましたとおり、本社の決算担当者を、平成18年12月末現在の12名(連結7名および個別5名)から、平成19年1月上旬に連結担当を3名(うち、米国公認会計士試験合格者1名)増員し、15名としました。
- ② さらに、平成19年2月に1名、3月に2名、5月に2名および7月に1名の合計6名(うち、米国公認会計士試験合格者3名、税理士1名)を、本社の決算担当(決算総括1名、連結担当マネージャー1名、連結担当2名、有価証券担当1名および関係会社支援1名)として増員しました。これにより、当初の本社決算担当者増員の目標は達成し、充足しましたが、改善措置の今後の実行をより確実にするとともに、会計の厳格化に対応するために、現在も中途採用・社内公募活動を続けております。
- ③ 人員の増強に合わせて、(2)③項に記載したチェック体制の強化に加え、連結決算数値の確定および連結財務諸表の作成のみならず、内部統制の強化および業務効率化のため、決算プロセスのコントロール(決算担当により作成された仕訳情報等をマネージャーが承認するプロセスが適正に運用されていることの確認)を独立して行う者を新たにアサインしました。また、新しい会計基準の遵守・徹底のための専任者1名を平成19年3月にロンドンで採用し、連結財務情

報のもととなる欧州地域の米国基準による個別財務情報の作成の支援を行っています。東京では COFRI(企業財務制度研究会)出向経験者を1名アサインし、会計基準の動向をフォローしています。

- ④ 事業部門を担当する経理部門の人員についても、6月にビジネスユニット担当8名およびスタッフ部門担当2名の計10名の新入社員を配属しました。最近数年間にわたり、経理部門に配属された学卒の新入社員は年間4名または5名でしたが、会計の厳格化に対応するため、平成19年4月採用者については、全社事務系採用者の2割に相当する10名を配属しました。なお、この中には、大学院で会計専門職を専攻した2名が含まれています。
- ⑤ 平成18年秋から実施してきた第三者によるWeb教育、講習等および12月のBATIC(Bookkeeping and Accounting Test for International Communication、東京商工会議所による国際会計検定)試験の結果、グループ内のController(4レベルのうち最高レベル、国際会計理論を理解し、米国基準での決算書の作成、分析および国内基準の組替ができる。)資格保持者は合計で33名となりました。平成19年に入ってから、後述のグローバル・アカウンティング・マニュアルの配付、BATIC受験準備、経理部に配属された新入社員への教育(約1ヶ月)などを実施してきました。なお、経理部の方針として、新たな会計基準が次々に導入・適用されるとともに会計の厳格化が進む中、国際会計理論のスキルアップを図り、これを維持するため、重要な子会社にはBATICのController資格保持者を配置することとしております。今後も、社内教育の継続・拡大、第三者のWeb教育などにより、経理部員教育の一層の充実を図ります。
- ⑥ 重要な会計基準・会計処理の徹底・確認のため、経理部がグローバル・アカウンティング・マニュアル(約450頁)を平成19年2月に作成し、国内外のグループ各社に、Web開示または配付しました。その後、経理部による理解度確認テストを2月27日から3月30日にかけて実施し、グループ各社の経理責任者・管理者・担当者656名(うち、英語版による受講者151名)が受験し、572名(同104名)が修了しました。また、監査役室が主宰する国内のグループ各社の常勤監査役への研修会のうち2006年度第5回(2007年2月開催)や、⑤項記載の経理部配属の新入社員への教育プログラムのうち4月に実施した研修でも、この説明を行いました。

これらの要員教育は、予定どおり進捗しており、新しい会計基準を速やかに受け入れ、会計の厳格化を意識する姿勢が一層浸透していると考えております。

- (4) 上記2.(4)営業プロセスの職務分離、効率化、標準化推進および審査の強化に対するもの
  - ① 営業領域の内部統制強化を図る部門として、全社の受注・売上統制、つまり、受注・売上の事前審査および実績計上を一元的に行うため、平成19年1月5日

付で営業管理本部を設置いたしました。また、同年2月分より同本部が、財務報告に与える影響の大きい高額の国内取引の受注・売上の事前審査を開始しました。これにより、従来営業部門が行なっていた売上計上判断について、営業部門から独立した組織により客観的に行なわれるようになりました。

- ② 同年4月1日付で、与信管理・請求・入金業務を担当している国内営業企画本部収計部を営業管理本部に統合しました。その結果、同本部は、事業部レベルの組織として、営業部門の職務から分離され、受注から売上・入金までの事前審査・計上処理を一貫して担当することになりました。売上や入金の条件はお客様との契約により決定されますが、受注時点でそれらの条件を確認しておくことにより、以後の売上審査や入金業務を円滑に行うことができるようになりました。また、同年5月以降、営業部門からの受注申請をシステムを経由して行うこととともに、従来、対応付けの難しかったお客様との契約単位と社内の財・サービス手配単位の対応付けおよび確証類をシステム内でデータとして一元管理する改訂を行いました。
- ③ 同本部では、同年2月から、高額取引のみを対象として、量販品を除く国内受注・売上の審査および計上処理を開始していましたが、同年6月分からは、原則として国内案件全点(量販品を除く)を対象として審査・計上処理を行うこととしました。原則全点を対象とすることにより、職務分離を一層徹底するとともに、受注・売上の計上判断を一元的に行える体制を整備しました。
- ④ 同本部では、審査対象の拡大に伴い、大量の審査を効率的に行うことが課題となっておりますが、審査の効率化と品質向上のためには、取引条件があらかじめ記載された標準契約書の活用が有効となります。特に小額の取引については、件数が多数にのぼるうえ、売上計上の要件を満たした確証が営業部門等で十分に整備されないケースが多く、この確認に多くの工数を要しています。そこで、同本部では、審査業務の効率化を図るため、平成19年度下期を目処に、次の取り組みを開始することを計画しております。
  - (i) 小額多件数取引用の標準契約書の作成
  - (ii) その個別案件への適用などを通じた営業制度に関する全社横断的プロセスの標準化・効率化

また、同本部では、同時期に海外取引の受注・売上の計上処理についても審査の対象とするべく準備を進めております。

- ⑤ これらに並行して、上記3.(2)①においても記載したとおり、本社経理部門および各事業部門内にある経理部門が、売上計上に関する判断基準の解釈の変更点を整理しました。昨年12月から、分割検収、海外売上などの項目毎に適宜文書を発信するとともに、平成18年度決算終了後、営業管理本部や各事業部門内の経理部門が順次営業部門に対し売上計上に関する教育を行う等、解釈の厳格化の周知徹底を図っております。これらの取り組みにより、事業部門および営業部門における売上計上方法に対する認識を深め、適正な売上計上をより

効率的に行えるものと考えております。

以上記載のとおり、当社といたしましては、改善措置を計画どおり実施しているものと認識しております。

当社では、今後も、株主、投資家およびその他の関係者の皆様に対して適切な情報開示を行い、証券市場をはじめ社会からの信頼を一日も早く取り戻すことができるよう、改善策を引き続き確実に実施してまいります。

以上